

○鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例

平成13年3月26日条例第6号

改正

平成14年9月30日条例第35号

平成15年3月27日条例第11号

平成15年6月27日条例第23号

平成16年3月26日条例第15号

平成17年3月30日条例第12号

平成18年12月26日条例第37号

平成19年6月26日条例第21号

平成20年3月28日条例第7号

平成20年6月26日条例第21号

平成21年6月25日条例第19号

平成23年9月30日条例第17号

平成26年9月25日条例第17号

平成28年9月29日条例第26号

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は一人親家庭等の父及び一人親家庭等の児童並びに子どもの医療費等の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者（身体障害児を含む。以下同じ。）で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級、2級又は3級に該当する障害を有するもの
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において、知的障害者（知的障害児を含む。以下同じ。）と判定された者で、知能指数が50以下のもの又は療育手帳の障害程度が最重度、重度若しくは中度のもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者（児を含む。以下同じ。）で、その障害の等級が1級のもの

2 この条例において「一人親家庭等の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）をしたことのない女子であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により、現に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（以下「18歳未満児」という。）を扶養しているものをいう。ただし、前項に掲げる者を除く。

3 この条例において「一人親家庭等の父」とは、法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子であって、民法第877条の規定により、現に18歳未満児を扶養しているものをいう。ただし、第1項に掲げる者を除く。

4 この条例において「一人親家庭等の児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、第1項に掲げる者を除く。

(1) 法附則第3条第1項に規定する父母のいない18歳未満児

(2) 一人親家庭等の母又は一人親家庭等の父に養育されている18歳未満児

5 この条例において「子ども」とは、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、第1項及び前項に掲げる者を除く。

- 6 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法をいう。
- 7 この条例において「医療に関する給付」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 負傷又は疾病に対する医療保険各法による療養及び医療の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費並びに高額療養費の支給
 - (2) 前号に掲げるもののほか、負傷又は疾病に対する他の法令の規定による国又は地方公共団体の負担における医療の給付又は支給
- 8 この条例において「保険医療機関」とは、病院、診療所、薬局等医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱うものをいう。
- 9 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、子どもを現に監護しているものをいう。
- 10 この条例において「養育者」とは、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に規定する者のうち、18歳未満児を現に監護し、かつ、生計を維持している者で、一人親家庭等の母又は一人親家庭等の父でないものをいう。

（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。

- (1) 鈴鹿市の区域内に住所を有する者
- (2) 医療に関する給付を受けることができる者
- (3) 前条第1項から第5項までのいずれかに該当する者
- (4) 規則で定める所得の制限を超えない者

（対象医療費）

第4条 市長は、対象者の負傷又は疾病について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額及び入院時の食事療養に係る標準負担額（以下「標準負担額」という。）の合算額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額（以下「対象医療費」という。）に相当する額を福祉医療費として助成する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 当該負傷又は疾病について他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合の当該医療に関する給付の額
 - (2) 規則で定める社会保険各法の規定に基づき保険者又は共済組合の規約、定款、運営規則等で保険給付にあわせてこれに準ずる給付制度がある場合は、当該給付を受けることができる額（現に給付がなされるか否かにかかわらず当該制度により給付を受けたものとみなしてこの条例の適用をしないものとした額を含む。）
 - (3) 精神障害者における通院以外の医療に関する対象医療費に相当する額
- 2 前項に規定する医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、対象医療費のうち標準負担額については、当該標準負担額が医療保険各法の規定により減額されている場合に限り助成する。

（受給資格の認定等）

第5条 この条例により福祉医療費及び第7条の証明書料（以下「福祉医療費等」という。）の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、受給資格の認定の申請を行い、市長の認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の認定を行ったときは、当該対象者に対し、規則で定める受給資格を証する証明書（以下「受給資格証」という。）を交付するものとする。
- 3 前項の規定により、受給資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、規則で定めるところにより、1年ごとに受給資格の更新の申請を行い、市長の認定を受けなければならない。
- 4 受給資格者は、氏名、住所その他規則で定める事項について変更があったとき又は受給資格を失ったときは、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

5 第1項及び前2項の場合において、市長が必要と認めたときは、保護者、養育者又は配偶者その他の者で対象者を現に監護しているもの（以下「保護者等」という。）が、対象者又は受給資格者に代わり当該申請及び届出を行うことができるものとする。

（受給資格証の提示）

第6条 受給資格者又は保護者等は、福祉医療費等の助成を受けようとするときは、保険医療機関において医療に関する給付を受ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証を提示しなければならない。

（証明書料の助成）

第7条 市長は、受給資格者又は保護者等が、次条第1項の規定による福祉医療費の助成を申請するために必要な規則で定める証明書の交付を受けたときは、当該証明書の交付に要する費用（以下「証明書料」という。）について規則で定める額を助成する。ただし、助成の対象とならない医療に関する給付に係る証明書料を除く。

（助成の申請）

第8条 受給資格者又は保護者等は、福祉医療費等の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該負傷又は疾病について保険医療機関において診療を受けた月の翌月の初日から2年を経過したときはすることができない。

（助成の決定等）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否及び額を決定し、規則で定めるところにより、その結果を当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、助成を決定したときは、速やかに当該申請を行った者に福祉医療費等を助成するものとする。

（第三者の行為による被害の届出）

第10条 受給資格者又は保護者等は、当該助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

（損害賠償との調整）

第11条 市長は、受給資格者又は保護者等が当該受給資格者の負傷又は疾病に関し損害賠償を受けたときは当該負傷又は疾病に関する損害賠償の額の限度において、福祉医療費等の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した福祉医療費等の額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

（不正利得の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により福祉医療費等の助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した福祉医療費等の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の保護）

第13条 福祉医療費等の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することはできない。

（報告の徴収等）

第14条 市長は、対象者若しくは受給資格者又は保護者等に対し、受給資格の認定、福祉医療費等の助成の決定等に必要と報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、福祉医療費等の助成に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年9月1日から施行する。
（鈴鹿市老人医療費の助成に関する条例等の廃止）

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鈴鹿市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年鈴鹿市条例第19号）
- (2) 鈴鹿市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和46年鈴鹿市条例第31号）
- (3) 鈴鹿市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年鈴鹿市条例第35号）
- (4) 鈴鹿市母子医療費の助成に関する条例（昭和52年鈴鹿市条例第35号）

（経過措置）

- 3 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお、従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に附則第2項の規定により廃止された鈴鹿市乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定により受給資格の認定を受けた者を保護者とする乳幼児については、第3条第4号の規定は、適用しない。
- 5 前項の場合において、第2条第5項中「3歳に満たない者」は「3歳の誕生日の属する月の末日までの者」と読み替えるものとする。
- 6 施行日前に旧条例第5条第2項の規定により交付された受給資格証は、当該受給資格証の有効期間の満了するまでの間は、第5条第2項の規定により交付された受給資格証とみなす。

附 則（平成14年9月30日条例第35号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月27日条例第11号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月27日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に改正前の鈴鹿市福祉医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第8項第1号の特例療養費の支給に係る受給資格の認定を受けたものの福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の前日に旧条例第2条第6項の68歳及び69歳の者として受給資格の認定を受けたものの福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月26日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鈴鹿市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月30日条例第12号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月26日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項第2号の規定は平成18年4月1日から、改正後の第2条第7項第1号の規定は同年10月1日から適用する。

附 則（平成19年6月26日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鈴鹿市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月26日条例第21号）

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年6月25日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鈴鹿市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成23年9月30日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例第4条第1項第4号、第5条第1項ただし書及び第6条ただし書の規定は、第1条の規定の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例第4条第1項第4号、第5条第1項ただし書及び第6条ただし書の規定は、第2条の規定の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月25日条例第17号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月29日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。